

事務連絡
平成29年3月9日

会員 各位

福島環境再生事務所
作業監視・事故防止対策協議会会長

厚生労働省福島労働局による福島県内で除染作業を行う事業者に対する
監督指導結果を踏まえた対応について（周知）

会員の皆様におかれましては、平素より、事務所発注工事等にご尽力頂き、感謝申し上げます。

さて、厚生労働省福島労働局においては、福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果を定期的に公表しておりますが、平成29年3月6日に「福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について(平成28年)」を公表しました。

公表においては、違反率は全体で57.5%（前年64.6%）となっておりますが、国発注の現場での違反率は40.8%（前年52.5%）となり、全体として減少傾向にあります。

しかしながら、依然として、安全衛生関係違反では、①元請事業者の下請事業者に対する十分な指導がない、②除染電離放射線健康診断結果報告書の未提出、労働条件関係違反では、①労働者の割増賃金の未払いや②賃金台帳に労働日数と時間外労働時間数を記載していなかったなど、安全衛生関係及び労働条件関係に係る様々な違反が報告されています。

労働基準法や労働安全衛生法等の法令違反は、労働者の適切な労働条件や安全を損なうとともに、国が行う各事業に対する信頼をも損なうものです。

つきましては、各会員におかれましては、諸法令の遵守の徹底をして頂きますようお願いいたします。

なお、除染作業員等の労働関係に係る疑問やトラブル等に関しては、各労働基準監督署（添付資料の資料4参照）の労働相談窓口にご相談するようお願いいたします。

（添付資料）

- ・東電福島第一原発で廃炉作業を行う事業者及び福島県内で除染作業を行う事業者に対する監督指導結果について（平成28年）（平成29年3月6日厚生労働省福島労働局発表）

【担当】

企画課（協議会事務局） 小田嶋
Tel.024-563-5184